○防衛省告示第百六十九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年八月二十八日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

日　時　平成二十五年九月十日及び同月十一日（予備、同月十二日）の毎日〇七〇〇から二二〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻、航空機八機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年八月二十八日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

日　時　平成二十五年九月二十五日（予備、同月二十六日及び同月二十七日）の〇六〇〇から二二〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の㋐から㋔までの四地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋔の地点を結んだ線により囲まれる区域

㋐　北緯三四度三五分一二秒
　東経一四〇度一六分四八秒

㋑　北緯三四度〇八分一二秒
　東経一四一度〇一分四八秒

㋒　北緯三三度四四分一二秒
　東経一四〇度一二分四八秒

㋓　北緯三四度三一分一二秒
　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦六隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○九州地方整備局告示第百五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二十八日

九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　（メートル）（キロメートル）

宮崎県児湯郡高鍋町大字持田字下河原三四一九番1から同町大字北高鍋字萩原四二九〇番二まで　前　一〇・三〇～三〇・〇〇　〇・三八三
後　一四・一〇～三〇・〇〇　〇・三八三

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二十八日

九州地方整備局長　吉崎　収

路線名　十号

供用開始の区間　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

十号　宮崎県児湯郡高鍋町大字持田字下河原三四一九番一〇から同町大字北高鍋字萩原四二九〇番二まで

供用開始の期日　平成二十五年八月二十八日

人事異動

外務省

（在英国日本国大使館参事官（公使））外務事務官　今村　朗

在オーストラリア日本国大使館参事官に配置換する

オーストラリア国駐箚特命全権大使を補佐しオーストラリア国に在勤する期間公使の名称を与える（八月二十六日）

財務省

（大臣官房審議官）財務事務官　仲　浩史

国際局長山崎達雄外国出張不在中同局長事務代理を命ずる

国際局長事務代理を免ずる（八月二十四日）

（国際局次長）財務事務官　梶川　幹夫

国際局長山崎達雄外国出張不在中同局長事務代理を命ずる（八月二十五日）

（株式会社農林漁業成長産業化支援機構企画管理本部企画調整室長）　橋本　真吾

財務事務官に任命する

大臣官房企画官を命ずる（八月二十六日）

海上保安庁

（海上保安監）　鈴木　洋

警備救難部長事務取扱を免ずる

（第十管区海上保安本部長）海上保安官　菊井　大蔵

警備救難部長に転任させる

（総務部参事官）同　藤井　寿夫

第十管区海上保安本部長に転任させる（以上八月二十六日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、八月二十七日モルドバ国の独立記念日につき、同月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用候補者名簿の有効期間は、平成25年８月27日をもって満了した。

平成25年８月28日

人事院人材局企画課長　赤穂　敏広

記

平成24年度食品衛生監視員採用試験

公告

諸事項

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第２１８号

兵庫県西脇市野村町288―5

申立人　吉川　良吉

本籍兵庫県西脇市上戸田206番地１、最後の住所兵庫県西脇市上戸田206番地　市営住宅717号、死亡の場所兵庫県西脇市、死亡年月日平成25年５月31日、出生の場所兵庫県姫路市、出生年月日昭和19年10月５日、職業無職

被相続人　亡　武内　良晃

兵庫県神戸市中央区八幡通４丁目２―14　トロア神戸ビル３階

相続財産管理人　弁護士　堀川　隆二

神戸家庭裁判所社支部

平成２５年（家）第３０１９０号

広島市安芸区船越５丁目21番11―201号

申立人　古川　通成

本籍広島県安芸郡熊野町萩原２丁目4508番地７、最後の住所広島県安芸郡海田町中店11番20―301号、死亡の場所広島市南区、死亡年月日平成24年３月30日、出生の場所佐賀県伊万里市、出生年月日昭和38年１月31日、職業造園業

被相続人　亡　古川　義光

事務所広島市中区八丁堀２番31号　広島鴻池ビル905

相続財産管理人　弁護士　熊野　量規

広島家庭裁判所